

# 府内建設業者の合併等に関する特例要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、各企業において、その経営力及び施工力を強化するための選択肢を増やすことを目的として、府内建設業者が合併等を行う場合において、建設工事指名競争入札参加資格審査における特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併 会社法（平成17年法律第86号）に基づく合併をいう。
- (2) 分割 会社法に基づく分割をいう。
- (3) 営業の譲渡 会社法に基づく営業の譲渡をいう。
- (4) 主たる営業所 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する営業所のうち主たるものをいう。
- (5) 指名競争入札参加資格者 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請の時期および方法等を定めた告示（昭和40年京都府告示第75号）に基づき資格審査を受け、その結果、指名競争入札参加者の資格を有するとされた者をいう。
- (6) 府内業者 主たる営業所を府内に有する指名競争入札参加資格者をいう。
- (7) 合併等当事会社等 合併前の関係会社等をいう。

(特例の対象者)

第3条 府内業者で、引き続き10年以上建設業法第3条の規定による許可を受けており、かつ、引き続き5年以上京都府の建設工事指名競争入札参加資格を有するもののうち、次の各号のいずれかに該当する者は、指名競争入札参加資格審査の特例の適用を申請することができる。

- (1) 指名競争入札参加資格者である2人以上の個人が法人を設立した場合における新設法人（以下「新設法人」という。）
- (2) 指名競争入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社又は指名競争入札参加資格者の合併により、新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併会社」と総称する。）
- (3) 指名競争入札参加資格者が他の指名競争入札参加資格者から建設業に係る営業の全部を譲り受け、その営業を譲渡した指名競争入札参加資格者（以下「営業譲渡者」という。）が建設業に係る営業の全部を廃止した場合における、その営業を譲り受けた指名競争入札参加資格者（以下「営業譲受者」という。）

(特例措置)

第4条 新設法人、合併会社及び営業譲受者の指名競争入札参加資格審査における特例措置は、次のとおりとする。

- (1) 第6条の規定により特例措置の適用を認定された日（以下「認定日」という。）から起算して2年を経過した日が属する年度までは、法人の設立、合併又は営業譲渡（以下「合併等」という。）後に算出された客観点（総合評定値P）（建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）に100分の5を乗じて算出した数値を主観点として加算調整を行う。
- (2) 4年度目（認定日から起算して3年を経過した日が属する年度をいう。）は、客観点（総合評定値P）に100分の3を乗じて算出した数値を主観点として加算調整を行う。
- (3) 5年度目（認定日から起算して4年を経過した日が属する年度をいう。）は、客観点（総合評定値P）に100分の2を乗じて算出した数値を主観点として加算調整を行う。
- (4) 第1号から前号までに定めるところにより算出した数値に小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。
- (5) 申請した時点の業種のみを特例措置の対象とする。

(申請期限等)

第5条 前条の規定の適用を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に別表に定める合併等に必要の申請書類等を添付の上、合併等後6月以内に、所管する土木事務所に提出するものとする。

(認定及び結果の通知等)

第6条 前条の規定による申請があり、その内容が適当である場合は、第4条の特例措置の適用を認定することとする。この場合においては、指名競争入札参加資格に係る再審査を行い、新たな資格認定を別記第2号様式により申請者に通知するものとする。

(継続申請)

第7条 2年度目（認定日から起算して1年が経過した日が属する年度をいう。）以降について、第4条の規定の適用を引き続き受けようとする者は、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請の時期および方法を定めた告示に基づく2会計年度ごとの資格審査の申請に併せて、別記第3号様式により継続の申請をするものとする。

(合併等後の施工実績等)

第8条 合併等後の施工実績等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札における入札公告で定める施工実績については、合併等企業にあっては、合併等当事会社等の施工実績を含めることができる。
- (2) 入札公告に規定されている経営事項審査に係る審査要件については、合併後の経営事項審査結果を適用するものとする。

(認定の取消し)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の認定を取り消すことができる。

- (1) 合併等後に建設業の一部を譲渡し、又は建設業の一部を分社化したとき。
  - (2) 特例措置の申請に当たり、虚偽の内容にて不正に申請したとき。
- 2 前項の規定による取消しをした場合は、別記第4号様式により申請者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成16年5月7日 から施行する。

附 則

この要領は、平成19年7月11日 から施行する。

## 合併等による特例措置適用申請書

年 月 日

京都府知事 様

新設法人  
所在地  
商号及び名称  
代表者

合併会社  
所在地  
商号及び名称  
代表者

営業譲渡者及び営業譲受者  
所在地  
商号及び名称  
代表者

府内建設業者の合併等に関する特例要領第3条の規定により次のとおり申請します。  
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

申請理由	1 2以上の個人が法人を設立 2 会社法による合併 3 会社法による営業の譲渡	
新設法人、合併会社、営業譲受者	入札参加資格を有する業種	
合併等消滅会社等の状況	1 新設法人の設立により建設業を廃業する個人 2 吸収合併により消滅する会社 3 新設合併により消滅する会社 4 営業の譲渡により建設業に係る営業を全部廃止する会社又は個人	
	所在地	
	商号及び名称	
	代表者	
	入札参加資格を有する業種	
承継する業種		

- 注1 新設法人の設立の場合は、建設業を廃業する2以上の個人が、営業の譲渡の場合は営業譲渡者及び営業譲受者が連名で申請してください。
- 2 「申請理由」の欄については、該当する番号を○で囲んでください。
- 3 「合併等消滅会社等の状況」の欄については、合併消滅会社等で該当する番号を○で囲み、合併により廃業する個人、消滅する会社及び営業の譲渡により建設業に係る営業を全部廃止する会社の所在地等を記入してください。なお、2業者以上の場合は、別紙に記載してください。

# 合併等による特例措置適用に伴う 指名競争入札参加資格認定通知書

番 年 月 日  
号 日

所在地  
商号及び名称  
代表者

京都府知事

印

年 月 日付けで申請の内容については、適当であると認定し、併せて指名競争入札参加資格に係る再審査をした結果、次のとおり資格があると認定しましたので、通知します。

なお、申請前に有する指名競争入札参加資格等については、認定日以降は無効となります。

## 1 資格の内容

承継業種	客観点	主観点	総合点	等級

## 2 この資格の有効期限

平成 年 月 日

ただし、本通知書の属する会計年度の10月末日までに、その前年の4月1日の直後の営業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知を受けた者については、本通知書の属する会計年度の翌会計年度の資格審査の結果を通知した日までとする。

## 3 その他

次回の指名競争入札参加資格審査申請（定期受付）時には、別記第3号様式による合併等による特例措置適用（継続）申請書を提出すること。

## 合併等による特例措置適用（継続）申請書

年 月 日

京都府知事 様

所在地  
商号及び名称  
代表者

年度の京都府建設工事指名競争入札参加資格審査においても、下記の業種について、府内建設業者の合併等に関する特例措置適用の継続を希望しますので、府内建設業者の合併等に関する特例要領第7条の規定により申請します。

### 記

認定日	平成 年 月 日			
	業種	等級	業種	等級
認定内容				

添付書類：合併による特例措置適用に伴う指名競争入札参加資格認定通知書（別記第2号様式）の写し

# 合併等による特例措置取消に伴う 指名競争入札参加資格認定取消通知書

番 年 月 号 日

所在地  
商号及び名称  
代表者

京都府知事

印

年 月 日付けで合併等に伴う特例措置の適用を認定しましたが、府内建設業者の合併等に関する特例要領第9条の規定により、認定を取り消し、併せて、認定取消後の指名競争入札参加資格について通知します。

## 1 取消理由

## 2 取り消した資格の内容

業 種	客 観 点	主 観 点	総 合 点	等 級

## 3 認定取消後の資格の内容

業 種	客 観 点	主 観 点	総 合 点	等 級